

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和2年2月20日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和2年2月20日(木曜日)

午前9時59分開議

午後0時23分休憩

午後1時27分開議

午後1時54分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第4号 令和元年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第5号 令和元年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第6号 令和元年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 令和元年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第20号 令和2年度熊本県一般会計予算

議案第25号 令和2年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第26号 令和2年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第27号 令和2年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

議案第36号 令和2年度熊本県流域下水道事業会計予算

議案第57号 熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58条 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 工事請負契約の締結について

議案第70号 工事請負契約の締結について

議案第71号 工事請負契約の変更について

議案第76号 専決処分の報告及び承認について

議案第77号 専決処分の報告及び承認について

議案第78号 専決処分の報告及び承認について

議案第79号 専決処分の報告及び承認について

議案第80号 専決処分の報告及び承認について

報告第3号 専決処分の報告について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① 熊本県国土強靱化地域計画の充実に係る取組一覧について

② 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する熊本県計画(概要案)

③ 熊本地震等の災害復旧事業の進捗状況(12月末)及び復興係数・復興歩掛の継続について

④ 白川水系河川整備計画の変更について

令和元年度建設常任委員会における取組みの成果について

出席委員(8人)

委員長 緒 方 勇 二

副委員長 大 平 雄 一

委員 吉 永 和 世

委員 小早川 宗 弘

委員 前田 憲 秀
委員 楠本 千 秋
委員 松村 秀 逸
委員 城戸 淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 宮部 静 夫
総括審議員
兼河川港湾局長 永松 義 敬
政策審議監 藤本 正 浩
道路都市局長 村上 義 幸
建築住宅局長 上妻 清 人
監理課長 野崎 真 司
用地対策課長 馬場 一 也
土木技術管理課長 勝又 成 也
道路整備課長 亀崎 直 隆
道路保全課長 吉ヶ嶋 雅 純
首席審議員
兼都市計画課長 坂井 秀 一
下水環境課長 渡辺 哲 也
河川課長 竹田 尚 史
港湾課長 松永 清 文
砂防課長 中山 雅 晴
建築課長 松野 秀 利
営繕課長 小路永 守
住宅課長 原井 正

事務局職員出席者

議事課主幹 千羽 正 裕
政務調査課主幹 西野 房 代

午前9時59分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしましたので、御報告します。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審議を行います。

議事次第のとおり、初めに、令和元年度補正予算について執行部から説明を求めた後、質疑、採決を行い、次に、令和2年度当初予算及びその他の議案について執行部からの説明を求めた後、質疑、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、それに従い、進めてまいりたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 おはようございます。

それでは、今定例会に提案しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。以後、着座にて説明させていただきます。

まず、益城町の復興まちづくりとして取り組んでいる県道熊本高森線の4車線化につきましては、モデル地区の整備が3月末に完了することとなりました。

土地区画整理事業につきましても、先行して工事に着手した一部の街区では、6月までには自宅再建が可能となる見通しです。

復興後の姿が目に見える形となり、生活再建に加え、町のさらなるにぎわいや、人、物、仕事のよき流れが生み出されることが期待されます。

次に、国道57号の北側復旧ルートと現道、国道325号阿蘇大橋が来年度全線開通いたします。

これらの開通により、阿蘇地域へのアクセスは飛躍的に向上し、通勤通学の利便性回復

はもとより、阿蘇地域の観光や産業の活性化に大きな効果を発揮するものと考えております。

引き続き、国と連携し、一日も早い阿蘇へのアクセスルートの回復に取り組んでまいります。

次に、4月にくまモンポート八代が供用いたします。

これに先立ちまして、来週29日に開催を予定していた完成式典につきましては、主催者である県、国、ロイヤル・カリビアン社の3者で協議の上、新型コロナウイルス感染症の県内での発生防止に全力で取り組むべきと判断し、一旦中止することといたしました。

また、一昨日には、3月に八代港へ寄港を予定していたクルーズ船4隻のうち2隻のキャンセルの連絡がありました。残りの2隻につきましても、現在情報を収集しているところでございます。

なお、本クルーズ拠点を国内外へ広くPRしていくことで、本拠点の認知度及び地域の機運を高め、将来的なクルーズ船の寄港数増加、ひいては地方創生につながるにぎわいづくりが重要なことには変わりありません。式典につきましては、現時点では、4月のオープニングイベントとして開催したいと考えているところでございます。

次に、幹線道路ネットワークの整備についてです。

熊本天草幹線道路につきましては、本渡道路の令和4年度の開通に向けて、橋梁工事を全力で進めております。

また、中九州横断道路では、大津一熊本間について、去る1月14日の都市計画決定により、県が行う全ての手続きが完了いたしました。引き続き、来年度からの新規事業化に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

今後とも、九州をつなぐ幹線道路ネットワークの整備を加速化させてまいります。

それでは、今定例会に提案しております土

木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提案しております議案は、令和元年度2月補正予算関係議案5件、令和2年度当初予算関係議案5件、条例等関係議案13件でございます。

まず、補正予算の概要について御説明いたします。

去る1月30日に成立した国の補正予算である安心と成長の未来を拓く総合経済対策につきましては、防災・減災、国土強靱化対策、熊本地震からの復興に必要な経費として、熊本高森線4車線化や未就学児等交通安全緊急対策、災害公営住宅整備事業など、市町村を含む県内への配分額が全国5位、九州1位という結果でありました。

これもひとえに、委員皆様方の御支援と御協力によるものであり、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算への対応とあわせ、国庫内示による事業費確定等に伴う補正を行った結果、12億5,200万円余の増額補正をお願いしております。

また、49億4,500万円余の繰越明許費の追加設定をお願いしております。

次に、令和2年度当初予算の概要について御説明いたします。

令和2年度当初予算につきましては、知事の改選期を迎えることから骨格予算となっております。

土木部の当初予算におきましては、人件費などの義務的経費や県民生活への影響や緊急性の観点から年度当初に事業に着手する必要がある経費として、熊本地震関連や国土強靱化関係経費を中心に計上し、総額646億7,800万円余となっております。

次に、条例等議案につきましては、条例改正4件、工事請負契約の締結2件、変更1件、専決処分報告及び承認5件、専決処分

の報告1件の計13件の御審議をお願いしております。

また、その他報告事項といたしまして、熊本県国土強靱化地域計画の充実に係る取組一覧についてなど、4件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 引き続き、令和元年度補正予算について、担当課長から説明をお願いします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

本日は、資料1の建設常任委員会説明資料の令和元年度2月補正予算関係を1冊、資料2の建設常任委員会説明資料(令和2年度当初予算関係・条例等関係)を1冊、計2冊の説明資料を準備しております。

また、その他報告としまして、4件を準備しております。

それでは、お手元の資料1、建設常任委員会説明資料(令和元年度2月補正予算関係)をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和元年度2月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、国の補正予算への対応及び国庫内示による事業費確定に伴う補正として、12億5,200万円余の増額補正を計上しております。

上の表2段目の今回補正額ですが、表左から、一般会計の普通建設事業で、補助事業として、3,200万円余の増額、県単事業として、2億7,700万円余の減額、直轄事業として、10億7,700万円余の増額、災害復旧事業で、補助事業として、8億2,900万円余の減額、単県事業として、6,000万円の減額、直

轄事業として、20億9,700万円余の増額、この結果、投資的経費としまして、20億4,000万円余の増額となります。消費的経費としましては、4億5,200万円余を減額しており、一般会計としまして、15億8,700万円余の増額となります。

右側の特別会計では3億3,400万円余の減額となります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

令和元年度2月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

今回補正額の財源内訳が、最下段をごらんください。国庫支出金が4億700万円余の減額、地方債が28億7,800万円の増額、その他が6億6,900万円余の減額、一般財源が5億4,800万円余の減額でございます。

なお、今回の補正予算は、国庫内示による事業費確定等に伴う補正が12億6,600万円余の減額、国の安心と成長の未来を拓く総合経済対策への対応等が139億2,000万円余の増額となっており、差し引き12億5,200万円余の増額となっております。

以上が土木部2月補正予算の状況でございます。

次に、監理課の補正予算について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の補正予算の詳細を記載しております。

表左から4列目の補正額について御説明いたします。

なお、表2段目の職員給与費につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として、全ての課に出てまいりますので、監理課から説明させていただき、各課からの説明

は割愛させていただきます。

職員の給与費は、当初予算では、前年度末の退職予定者を除く在職職員で年間所要額を予算計上しているため、今回の予算では、平成31年4月1日以降の人事異動、組織見直し等による変動に伴う増減を計上しております。

監理課関係分といたしまして、3,900万円余の増額でございます。

なお、記載はしていませんが、土木部全体の職員給与費は、今回、2,700万円余の増額となり、総額61億6,400万円余となります。

次に、3段目の管理事務費でございますが、1億4,800万円余の減額でございます。これは、右の説明欄記載のとおり、都道府県や市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金でございます。いずれも、所要額の確定に伴い、増額または減額となっております。

熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金については、当初予算において平成30年度の派遣人数をもとに計上を行っていることから、2月補正予算において実際の派遣人数の所要額を算定し、1億8,300万円余の減額となっております。

以降、各課においても、熊本地震関連に伴う都道府県及び市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金は、同様の所要額にあわせ計上しておりますので、各課からの説明は割愛させていただきます。

なお、記載はしていませんが、土木部全体で1億8,100万円余の減額となります。

次に、6段目、建設産業支援事業費でございますが、450万円余を減額しております。これは、従業員に対して認定訓練を実施する業者への補助金実績に伴う減額です。

なお、監理課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、1億1,300万円余の減額となります。

この結果、補正後の予算総額は、表左から

5列目最下段のとおり、9億7,800万円余となります。

監理課からの説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○馬場用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、一般会計です。

3段目の収用委員会費につきましては、収用委員会の運営に要する委員報酬や不動産鑑定、物件調査等の費用を計上しておりますが、見込んでおりました事業の裁決申請がなかったことなどから、不用となる物件調査費用など、1,100万円余を減額するものです。

一般会計の補正総額は、最下段補正額欄のとおり、合計で1,300万円余の減額となり、補正後の予算総額は、8,900万円余となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計です。

1段目の元金及び2段目の利子につきましては、熊本天草幹線道路・本渡道路、県道熊本高森線の2つの事業に係る起債償還元金及び利子を計上しておりますが、本年度の執行額が確定いたしまして、不用となる元金3億9,800万円、利子600万円余を減額するものです。

最下段補正額欄に記載のとおり、合計で4億400万円余の減額となり、補正後の予算総額は、8億7,300万円余となります。

用地対策課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

9ページをお願いいたします。

今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、表左から4列目のとおり、3億4,500万円余の増額となっております。

表右側の説明欄をごらんください。

内訳としまして、通常分として、国の事業費確定に伴う県負担金3,300万円余の減、国補正分として、南九州西回り自動車道等の整備に伴う県負担金3億7,900万円余の増でございます。

次に、下から3段目の道路改築費でございますが、5億700万円の増額となっております。これは、右側説明欄のとおり、国補正分として、国道324号・本渡道路の整備を行うものでございます。

最下段の地域道路改築費でございますが、24億9,300万円余の増額となっております。

表右側説明欄をごらんください。

内訳としまして、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴い、2億2,300万円余の減、国補正分として、国道445号ほか7カ所、県道新八代停車場線ほか31カ所につきまして27億1,700万円の増でございます。

10ページをお願いします。

2段目の道路施設保全改築費の橋りょう補修分でございますが、表左から4列目のとおり、7億8,000万円の増額となっております。これは、右側説明欄のとおり、国補正分として、国道501号の宮崎橋ほか46カ所の補修を行うものです。

以上により、道路整備課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、41億4,400万円余の増となります。

この結果、補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、348億1,300万円余となります。

道路整備課からは以上です。

よろしくお願いいたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

11ページをお願いいたします。

下から2段目の道路施設保全改築費でございますが、表左から4列目のとおり、8億8,600万円余の増額となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分といたしまして、国庫内示による事業費確定に伴う22億3,900万円余の減、国補正分といたしまして、道路施設保全改築費において、国道445号ほか80カ所について28億9,400万円余、未就学児等交通安全緊急対策事業費におきまして、八代鏡宇土線ほか63カ所について2億3,000万円余の増となっております。

以上、道路保全課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、9億1,400万円余の増となります。

この結果、補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、209億1,400万円余となります。

道路保全課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

13ページをお願いします。

下から4段目、都市計画調査費でございますが、これは、事業費確定に伴う減でございます。

14ページをお願いします。

上から2段目の街路整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、6億7,200万円余の減額を計上しております。

内訳としては、右側説明欄のとおり、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴い、15億5,400万円余の減額、国補正分として、8億8,100万円余の増額を計上しております。これは、都市計画道路益城中央線など街路整備に要する経費でございます。

次に、上から4段目の都市公園整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、

5,000万円余の増額を計上しております。

内訳といたしまして、右側説明欄のとおり、国補正分として、5,000万円余の増額を計上しております。これは、県民総合運動公園の広域防災拠点機能の強化に要する経費でございます。

以上、都市計画課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、6億1,600万円余の減額となります。

この結果、都市計画課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、83億5,000万円余となります。

また、今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

上から4段目の都市公園整備事業費の右側説明欄でございますが、鞠智城のPR活動に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

都市計画課は以上でございます。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず、一般会計から主なものについて御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

上から2段目の一般廃棄物等対策費でございますが、表左から4列目のとおり、2,400万円余の減となっております。これは、表右側説明欄のとおり、通常分として、浄化槽整備事業の事業費確定に伴い、2,900万円余の減、国補正分として、浄化槽法改正に対応するため、浄化槽台帳管理システムの改修費について500万円を計上しております。

次に、上から5段目の団体営農業集落排水事業費及び上から7段目の漁業集落環境整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、それぞれ1億500万円余の減及び1億

7,300万円余の減となっております。これは、いずれも、表右側説明欄のとおり、国庫内示による事業費の確定に伴うものでございます。

以上、下水環境課の一般会計の補正といたしまして、16ページ、表左から4列目最下段のとおり、2億9,500万円余の減となります。

この結果、下水環境課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、8億8,000万円余となります。

続きまして、流域下水道事業特別会計について主なものを御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

上から5段目の熊本北部流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、400万円余の増となります。これは、表右側説明欄のとおり、国補正分として、ポンプ場の耐水対策を行うものでございます。

次に、最下段の球磨川上流流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、4,700万円余の増となります。これは、表右側説明欄のとおり、国補正分として、処理場及びポンプ場の耐水対策を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

上から5段目の八代北部流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、6,600万円余の増となります。これは、表右側説明欄のとおり、国補正分として、処理場及びポンプ場の耐水対策を行うものでございます。

以上、流域下水道事業特別会計の補正といたしまして、18ページ、表左から4列目最下段のとおり、1億400万円余の増となります。

この結果、下水環境課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、38億5,600万円余となります。

次に、債務負担行為の設定について御説明

いたします。

恐れ入りますが、17ページをお願いいたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費の表右側説明欄をごらんください。

令和2年度からの公営企業会計適用による会計システムについて、次年度当初から保守点検に関する経費として、40万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

同じく、下から4段目の球磨川上流流域下水道管理費、18ページの上から2段目の八代北部流域下水道管理費につきましても、同様に、それぞれ40万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

下水環境課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

資料19ページをお願いいたします。

まず、4段目の国直轄事業負担金でございますが、左から4列目のとおり、6億4,400万円余の増となります。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、国の事業費確定に伴う7,000万円余の増、国補正分として、国の管理する1級河川の白川ほか3河川について5億7,400万円の増となります。

次に、下から3段目の国庫支出金返納金でございますが、800万円余を計上しています。これは、過年度に実施した国庫補助事業の事業費確定に伴い、増加して受け入れた国費を返納するものです。

次に、最下段の河川改修事業費でございますが、3億2,800万円余の増となります。

右側説明欄をごらんください。

通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴い、6億1,800万円余の減、国補正分として、熊本市の井芹川ほか49カ所の河川内の樹木伐採や土砂掘削、また、築堤等を行うほか、河川監視カメラ3基の設置について9

億4,700万円余の増となります。

20ページをお願いします。

最下段の海岸保全施設補修事業費でございますが、2,400万円余の増となります。これは、右側説明欄に記載のとおり、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴う600万円余の減、国補正分として、上天草市の大桜海岸について3,000万円余の増となります。

資料21ページをお願いいたします。

上から3段目の直轄災害復旧事業負担金でございますが、20億9,700万円余の増となります。これは、右側説明欄に記載のとおり、通常分として、国の当初予算並びに令和元年に発生した直轄災害復旧工事の事業費確定に伴い、1億3,800万円余の増、国補正分として、国道57号北側復旧ルート及び国道325号阿蘇大橋ルートについて19億5,800万円余の増となります。

以上、河川課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、15億6,500万円余の増となります。

この結果、河川課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、263億2,100万円余となります。

河川課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

23ページをお願いいたします。

港湾課には、一般会計と2つの特別会計がございます。

まず、一般会計の補正予算について御説明いたします。

まず、下から3段目の重要港湾改修事業費でございますが、表左から4列目のとおり、1億600万円余の増となっております。これは、表右側説明欄のとおり、国庫内示による事業費確定に伴うものです。

次に、下から2段目の海岸高潮対策事業費

でございますが、1,800万円余の増となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、国庫内示による事業費確定に伴い、5,200万円余の減、国補正予算分としまして、三角港海岸ほか2海岸について7,000万円余の増となっております。

次に、最下段の国直轄事業負担金でございますが、2億6,800万円余の減となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、国の事業費確定に伴い、4億3,300万円余の減、国の補正予算分としまして、八代港において、1億6,400万円余の増となっております。これは、マイナス14メーター航路のしゅんせつに要する費用の増でございます。

24ページをお願いいたします。

1段目の単県港湾整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、7,000万円余の減となっております。これは、表右側説明欄のとおり、八代港において、事業の一部が国庫補助の採択を受けたことによるものです。

次に、2段目の港湾補修事業費でございますが、2億9,800万円余の減となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、国庫内示による事業費確定に伴い、3億5,800万円余の減、国補正予算分としまして、八代港において6,000万円余の増となっております。これは、臨港道路の交差点改良に要する費用でございます。

次に、下から4段目の港湾整備事業特別会計繰出金でございますが、特別会計の事業費確定に伴い、3,400万円余の減となっております。

以上、港湾課の一般会計の補正といたしまして、最下段左から3列目のとおり、5億1,700万円余の減となっております。

この結果、港湾課の一般会計の補正後の予算総額は、最下段の左から4列目のとおり、81億9,500万円余となります。

続きまして、25ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の補正予算について御説明いたします。

まず、2段目の施設管理費でございますが、表左から4列目のとおり、2,100万円余の減となっております。これは、表右側説明欄のとおり、施設管理諸費（経常分）などの減でございます。

次に、下から2段目の公債費でございますが、1,300万円余の減となっております。これは、下から3段目の表右側説明欄のとおり、利率の確定に伴う起債償還利子の減でございます。

以上、港湾整備事業特別会計の補正といたしまして、最下段の左から3列目のとおり、3,400万円余の減となります。

この結果、補正後の予算総額は、最下段の左から4列目のとおり、34億2,400万円余となります。

26ページをお願いいたします。

続きまして、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

2段目の漁業振興費でございます。予算額に変更はありませんが、表右側説明欄のとおり、財源更正を行っております。

25ページにお戻りください。

今回、港湾整備事業特別会計におきまして債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の施設管理費の表右側説明欄をごらんください。

令和2年度の港湾管理事務所等における清掃、浄化槽などの庁舎管理業務に係る債務負担行為の設定につきまして、一般競争入札が必要となるため、さきの11月議会で承認いただきました分6,200万円余に対し、今回、一般競争入札とならない分1,200万円余の追加

をお願いするもので、補正後の額は、7,500万円余となります。これは、令和2年4月1日から委託を開始するため、年度内に契約手続を進めるために債務負担行為を必要とするものでございます。

港湾課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○中山砂防課長 砂防課でございます。

27ページをお願いします。

6段目の地すべり対策事業費でございますが、表左から4列目の補正額の欄のとおり、1億5,200万円余の増となっております。

表の段の説明欄をごらんください。

通常分といたしまして、国庫内示による事業費の確定に伴い、7,500万円余の減、国補正分といたしまして、益城町の川内田地区ほか5カ所について2億2,700万円余の増となっております。これは、地すべり災害防止のための地下水排除施設等の整備を行うものでございます。

28ページをお願いいたします。

5段目の国直轄事業負担金でございますが、3億5,500万円余の増となっております。通常分としまして、国の事業費確定に伴い、3,400万円余の増、国補正分は3億2,000万円余の増で、川辺川流域及び阿蘇地域において砂防堰堤等の整備を行うものです。

次に、最下段の砂防激甚災害対策特別緊急事業費でございますが、15億9,600万円余の減となっております。これは、平成29年度予算において計上しておりました事業のうち、平成30年度中に工事の契約ができないものについては、県予算上事故繰越ができないことから、令和元年度予算としてつけかえていたものですが、平成30年度内契約に向け最大限努力した結果、全て契約ができたため、減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

最上段の火山砂防事業費でございますが、

14億3,400万円余の減となっております。通常分としまして、国庫内示による事業費の確定に伴い、17億2,000万円余の減、国補正分といたしまして、水俣市の上初野川ほか6カ所について2億8,500万円余の増となっております。これは、火山地域における土石流災害防止のための砂防堰堤等の整備を行うものです。

次に、3段目の土砂災害警戒避難対策事業費でございますが、4億9,800万円余の減となっております。通常分としまして、国庫内示による事業費の確定に伴い、土砂災害警戒避難対策事業で4億800万円余の減、また、事業費の確定に伴う危険地区からの移転促進事業費の9,000万円の減額でございます。

以上、砂防課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、30億8,700万円余の減となります。

この結果、砂防課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、101億3,400万円余となります。

砂防課からは以上でございます。

○松野建築課長 建築課でございます。

30ページをお願いいたします。

6段目の建築基準行政費でございますが、表左から4列目のとおり、2億200万円余の減額となっております。これは、事業費確定及び財源更正に伴うものでございます。

次に、7段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、表左から4列目のとおり、1,600万円余の減額になっております。これも、事業費確定に伴うものでございます。

以上、建築課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、2億2,900万円余の減額となります。

この結果、建築課の補正後の予算額は、表左から5列目最下段のとおり、5億4,500万円余となります。

建築課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○小路永営繕課長 営繕課でございます。

31ページをお願いいたします。

3段目の営繕管理費でございますが、表左から4列目のとおり、6,000万円余の減額となっております。これは、事業費確定及び財源更正に伴うものでございます。

以上、営繕課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおりに、6,000万円余の減額となります。

この結果、営繕課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおりに、5億9,100万円余となります。

営繕課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○原井住宅課長 住宅課でございます。

32ページをお願いします。

下から6段目の公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、表左から4列目のとおり、3,300万円余の減となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

下から4段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費でございますが、表左から4列目のとおり、4,300万円余の減となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、事業費確定に伴う減でございます。

以上、住宅課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおりに、1億1,900万円余の減となります。

この結果、住宅課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおりに、18億9,400万円余となります。

住宅課からは以上でございます。

○野崎監理課長 監理課でございます。

33ページをお願いいたします。

令和元年度繰越明許費でございます。

繰越明許費については、表左から3列目の既設定金額の最下段のとおりに、664億5,400万円の承認をいただいております。今回、表左から4列目の追加設定額として、1の一般会計として、48億2,500万円余、4の流域下水道特別会計として、1億1,900万円余、一般会計及び特別会計を合わせ、49億4,500万円余の設定をお願いしております。追加後の設定額は、713億9,900万円余となります。

なお、熊本地震後の状況といたしましては、平成29年度が設定額813億5,800万円余、平成30年度が736億8,200万円余であり、それぞれ99億5,900万円余の減額、22億8,300万円余の減額でございます。傾向としては、減額、減少傾向となっております。

繰り越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保等、適切に運用してまいります。

監理課からは以上でございます。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 17ページ、18ページで下水道管理のところで、全体的にもちょっと言えるんですけども、例えば、ポンプ場の耐水対策、これは、例えば、17ページでは、熊本北部流域、そして球磨川上流、18ページのほうでは、八代北部流域とありますけれども、大体この耐用年数も迎えて必要な額を要望はされているんだと思うんですが、どれぐらいこれは補正で認められるものなんでしょうか。そういう聞き方でわかりますかね。100お願いをして、例えば、78とかそういうイメ

ージがあるんですけれども。

○渡辺下水環境課長 今回、補正でお願いいたしておりますのは、施設の耐水化に要する経費でございます。これは、昨年、台風19号において、長野県ほかで大きな浸水被害を受け、その中で、下水処理場においても被害を受けたところでございます。これを受けまして、これまで施設の強靱化につきましては耐震対策などを行ってきたところでございますが、施設の耐水化、いわゆる扉を防水性を持った扉にかえるなどの整備を行う経費として補正を計上しているものでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 わかりました。

大体要望どおりというイメージでよろしいんですかね。

○渡辺下水環境課長 今回計上しております補正予算につきましては、国のほうから満額内示をいただいております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

以上です。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○前田憲秀委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○吉永和世委員 先ほど部長からの挨拶にもございましたけれども、今回の補正予算、九州で第1位というお話で、大変御尽力いただいたんで、大変心から感謝申し上げたいというふうに思いました。

県民にとっても、熊本の安全、安心づくりにおいても、大変ありがたい話だと思います

し、ただ、今、年度末ということで、現場のほうも大変人手不足等もあって大変な状況なんだろうなというふうに思いますけれども、これ、発注する時期となると非常に難しいのかなという部分もあるのかなと思うんですが、できれば、早い発注のほうが一番いいと思うんですけれども、その点はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○野崎監理課長 今回の補正予算に関しましては、できるだけ早い発注を考えておりますが、今各発注機関に照会をかけて、この補正予算、議決されたら速やかに発注できるものがどれだけかというのを調査しているところでございます。

それから、発注に関しまして、まず、年度明けて早々に発注すべきもの、繰越事業に関して、まず第一に発注しろという方向で、今現在、各発注機関には、今度の出先機関長会議等で土木部長からしっかりと御指示があるかと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○吉永和世委員 しっかり対応いただいているということで、ありがたいと思いますが、発注したわ、落札できないわとか、そういったことがないようにぜひよろしくお願いしたいと思います。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○吉永和世委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○小早川宗弘委員 先ほどちょっと1回、開会前に議長のほうにクルーズ船のほう等についてお話を伺っていたんですけれども、ちょうどこの総括説明の中にもありますけれど

も、クルーズ船の状況をちょっと教えていただきたいというふうに思いますけれども、今八代港はクルーズ拠点というふうなことで、ずっと整備を図って私たちも楽しみにしていたんですけれども、世界的にコロナウイルスが発生したというふうなことで、特に、横浜港のほうでもダイヤモンド・プリンセス号、これは八代に3年前に入港しているんですね。ああいう状況になって、非常にクルーズ船といえば、もう国内が非常に敏感になっているというふうな状況になってきております。

くまモンポート八代も2月29日の式典とかも一旦中止というふうなことで、3月には4隻入る予定だったのが2隻がキャンセルといったことで、今後、その2隻があと入港予定というふうなことで、最新情報があればその最新情報と、あと、県として、どういったふうなクルーズ船を、コロナウイルスがおさまるまでは警戒態勢でおらんといかぬと思うとですよね。その辺のところをわかる範囲で今の方針をちょっと教えていただきたいと思います。

○松永港湾課長 3月の残り2隻のクルーズ船の予約につきましては、現在、船舶代理店を通じて船会社のほうに確認している状況です。現時点では、キャンセルの連絡は入っていない状況でございます。船会社において、寄港について、いつの時点で決定されるかというのは不明でございますが、決定された時点で直ちに連絡するように伝えてあります。九州においては、現在のところ、乗客が乗船して入港する外国船はないという状況であるため、同様に、八代港の寄港についても、今後、予約がキャンセルになる可能性は高いと考えています。

以上、クルーズ船の寄港の状況についてはこういった状況でございます。

続きまして、クルーズ船も含めた八代港に

おける水際対策につきましては、県や国の出入国管理、検疫、海上保安部、そして県保健所、警察、八代市、これに加えて、八代港の港湾事業者、船舶代理店が出席して、2月4日に開催した八代港港湾保安委員会において、水際対策を徹底するよう、現状及び具体的な対応について確認をしております。

今後もし引き続き、情報収集しながら、関係機関と連携して水際対策の徹底を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 あとの2隻というのは情報待ちというふうなことでありますけれども、寄港するということになるのと相当地域としても敏感になるだろう、エネルギーが必要、諸外国の人にとっても、クルーズ船に乗ること自体が非常にリスクが、これは、国内の人、海外の人も含めて非常に今は敏感になった時期だもんですから、こっちからもう常に情報を、どうですか、どうですかというふうなことは聞いていく、待つとるとではなくて、常にやっぱり情報を船会社のほうにも問い合わせ、これは毎日でもよかと思えますね。待つとる状況というよりか、船が出航すること自体、やっぱり危険ですよというふうなことは、警鐘は——また、寄港するにしても法律の問題もあるかもしれませんが、非常に寄港するにしても、なかなか国内では対応ができかねるというふうなことはやっぱり言っていくべきではないかなというふうに思いますので、そういったことも要望してお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 要望でよろしいですね。

○小早川宗弘委員 はい。

○吉永和世委員 水際対策はしっかりやって

いただきたいというふうに思います。その上で、乗客が乗っていない、クルーだけの船というのも確かにあると思うんですよ。そういう面に対しては、やっぱりもうだめですよということではなくて、しっかりとやっぱり今後考えた中で、きちんとした対応をしていくべきだというふうに思いますので、ただ水際対策をやるためにだめだと、そういったことはちょっといかがかなというふうに思いますので、そこら辺、しっかりと対応いただければなというふうに思います。これは要望で結構です。

食料とか水とか補給しないと、やっぱり船はだめなんですね。そこら辺の、ただ、その目的のための入港となると対応はできるはずだと私は思いますので、そこら辺しっかりと検討していただければと思います。

○松永港湾課長 吉永委員の御指摘のとおりで、今九州内でも乗客が乗っていないで入港すると。これは乗組員だけの入港で、それは、やっぱり委員がおっしゃったとおり、食料とか生活物資、乗組員のそういったものについて補給をするということが一番のメインでございますので、それについては、九州の各港の状況も踏まえながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

○吉永和世委員 よろしく申し上げます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。——ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第6号及び第11号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、令和2年度当初予算及びその他の議案について、担当課長から説明をお願いします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

資料の2、建設常任委員会説明資料（令和2年度当初予算関係・条例等関係）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和2年度の当初予算でございます。

令和2年度当初予算につきましては、知事の改選期を迎えることから骨格予算となっており、人件費など義務的経費や県民生活への影響や緊急性の観点で、年度当初からの事業に着手する必要がある経費を中心に計上しております。

結果、熊本地震関連や国土強靱化関連経費を中心に、土木部の当初予算総額は、上の表1段目の右端の合計欄に記載しておりますとおり、646億7,800万円余となっております。対前年比65.09%でございます。

内訳といたしまして、表左から一般会計の普通建設事業で、補助事業として338億7,600万円余、県単事業として98億8,000万円余、災害復旧事業で、補助事業として12億3,500万円余、県単事業として2億円、この結果、投資的経費計としまして451億9,100万円余となります。消費的経費としましては93億6,400万円余、一般会計計としまして545億5,500万円余となります。

右側の特別会計等計で101億2,300万円余となります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

令和2年度当初予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課ごとの予算額とともに、右側に財源内訳を記載しております。

今回補正額の財源内訳の最下段をごらんください。

国庫支出金が192億2,800万円余、地方債が241億6,900万円、その他が126億300万円余、一般会計が86億7,700万円余でございます。

以上が土木部の令和2年度当初予算の状況でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の予算の詳細を記載しております。

右側の説明欄には、通常、熊本地震関連及び国土強靱化と分けて内容を記載しております。

それでは、監理課の予算につきまして、主なものを御説明いたします。

2段目の職員給与費でございますが、職員給与費につきましては、2月補正予算と同様に、職員給与費または事業費の職員給与費として全ての課に出てまいりますので、監理課から説明させていただき、各課の説明は割愛させていただきます。

職員の給与費は、当初予算では、本年度末の退職予定者を除く在職職員で年間所要額を計算し、計上しております。監理課分としましては、表左から3列目の本年度当初予算額欄のとおり、4億3,700万円余を計上しております。

なお、記載はしていませんが、土木部全体の職員給与費は、59億6,800万円余を計上しております。

次に、3段目の土木業務推進費でございます。300万円余を計上しております。これは、土木部内における政策調整に要する経費

でございます。

次に、4段目の管理事務費でございますが、6,900万円余を計上しております。主なものとしましては、熊本地震関連で、県外及び県内市町村から派遣職員の人件費に係る負担金を計上しております。

以降、本負担金については、関係各課同様に所要額を計上しておりますので、各課からの説明は割愛させていただきます。

なお、記載はしていませんが、派遣職員人件費負担金は、土木部全体で8,500万円余を計上しております。

次に、5段目、建設統計調査費でございます。100万円余を計上しております。これは、国土交通省から受託して行う建設関係の統計調査に要する経費でございます。

次に、6段目、公物・公告物管理指導費でございますが、6,400万円余を計上しております。これは、各広域本部、地域振興局、土木部所管の公物・公告物管理指導に要する経費でございます。

次に、7段目の土木行政情報システム費でございますが、1億600万円余を計上しております。これは、CALS／EC事業、電子入札システムに要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

1段目の建設業関係審議会費でございますが、69万円余を計上しております。これは、建設業関係審議会、入札監視委員会等に要する事務費でございます。

次に、2段目、建設産業支援事業費でございます。3,600万円余を計上しております。これは、将来の建設産業を支える人材の確保、育成を支援するもので、主なものとして、建設産業のPRを行う「建設産業の力」発信に要する経費、若手技術者の人材育成支援に要する経費、若手人材確保の支援に要する経費等となっております。

以上、監理課の予算は、表左から3列目最下段のとおり、7億4,400万円余でございます。

す。

監理課からの説明は以上でございます。
よろしくお願いいたします。

○馬場用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。
まず、一般会計です。主なものを御説明申し上げます。

3段目の収用委員会費2,500万円余を計上しております。これは、説明欄のとおり、収用委員の報酬と収用委員会が実施します物件調査や委員会開催などの委員会運営に要する経費でございます。最下段のとおり、一般会計合計で9,600万円余を計上しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計です。

熊本天草幹線道路・本渡道路と県道熊本高森線4車線化の事業で活用しております。

1段目の街路事業費は、県道熊本高森線の用地補償費として、4億円を計上しております。

また、4段目の元金は、令和元年度までの起債償還元金として、8億3,800万円余を、5段目の利子は、償還利子としまして、100万円余、合わせまして、公債費としまして、8億4,000万円余を計上しております。

最下段のとおり、特別会計合計で12億4,000万円余を計上しております。

用地対策課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○勝又土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

7ページをお願いいたします。

まず、3段目の土木業務推進費でございますが、表左から3列目のとおり、1,600万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

土木部職員の技術力向上を図るための研修費負担金と県内建設技術者に対します建設事業に関する技術等の習得に向けた研修委託費でございます。

次に、5段目の土木行政情報システム費でございますが、表左から3列目のとおり、3,500万円余となっております。表右側の説明欄にありますように、工事費算定に必要な土木積算システムや工事進行管理、電子納品保管管理などのCALS／EC事業に要する費用等でございます。

以上、土木技術管理課の令和2年度当初予算総額は、表左から3列目最下段のとおり、1億8,000万円余となります。

土木技術管理課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

令和2年度当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いします。

下から3段目の道路改築費でございますが、表左から3列目のとおり、51億9,700万円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

通常分としまして、熊本天草幹線道路の国道324号・本渡道路及び国道266号・大矢野道路の整備を予定しております。

次に、下から2段目の単県道路改築費でございますが、2億8,200万円余を計上しております。これは、右側説明欄のとおり、通常分としまして、県道清和砥用線ほか23カ所の整備を予定しております。

次に、最下段の地域道路改築費でございますが、91億2,700万円余を計上しております。

表右側の説明欄をお願いします。

通常分としまして、国道443号ほか7カ

所、県道水俣港大黒町線ほか45カ所につきまして42億6,700万円余でございます。また、熊本地震関連としまして、国道325号について5億7,600万円、国土強靱化分として、国道388号ほか2カ所、県道玉名立花線ほか65カ所について42億8,400万円でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

3段目の道路施設保全改築費の橋りょう補修分でございますが、表左から3列目のとおり、15億3,800万円余を計上しております。

表右側の説明欄をごらんください。

通常分としまして、県道坂本人吉線の川口橋ほか21カ所について5億8,800万円余、熊本地震関連としまして、国道218号の上司尾橋ほか1カ所について1億7,000万円、国土強靱化分として、県道熊本益城大津線の空港大橋ほか10カ所について7億8,000万円でございます。

次に、上から7段目の地方道路整備臨時貸付金元金ですが、2億7,600万円余を計上しております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、道路事業の地方負担の一般財源を対象として、平成20年度から平成24年度に無利子で借り入れた分の償還金でございます。

以上、道路整備課の令和2年度当初予算額は、表左から3列目最下段のとおり、167億2,000万円余となります。

最後に、今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

恐れ入りますが、9ページにお戻り願います。

下から3段目の道路改築費の右側説明欄をごらんください。

国道324号・本渡道路の第二天草瀬戸大橋の上部工などの工事について、債務負担行為の設定をお願いしておるところでございます。

道路整備課は以上です。

よろしく願いいたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

11ページをお願いいたします。

上から3段目の道路管理費でございますが、表左から3列目のとおり、1,800万円余となっております。これは、表右側説明欄のとおり、道路損害賠償責任保険、道路台帳補正等に要する経費でございます。

次に、最下段の単県道路災害防除費は、小規模な落石対策などの防災工事を行うもので、表右側説明欄のとおり、熊本地震関連の6,000万円余を計上しております。

次に、12ページをお願いいたします。

1段目の単県道路修繕費でございますが、表左から3列目のとおり、23億600万円余となっております。これは、表右側説明欄に記載のとおり、道路パトロール等を行う単県道路維持修繕費、街路樹の剪定、除草を行う道路美化対策事業費、道路施設の修繕等を行う単県道路施設修繕費となっております。

3段目の単県交通安全施設等整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、5,000万円余となっております。これは、区画線や防護柵などの交通安全施設を整備する経費でございます。

最下段の道路舗装費でございますが、表左から3列目のとおり、13億5,800万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分といたしまして、舗装補修事業、国道387号ほか26カ所に6億1,300万円余など、熊本地震関連といたしまして、舗装補修事業、国道443号ほか6カ所に6億900万円余などとなっております。

13ページをお願いいたします。

道路施設保全改築費でございますが、表左から3列目のとおり、46億9,400万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分といたしまして、交通安全施設等整備事業、国道219号ほか6カ所に5億9,200万円余など、国土強靱化分といたしまして、道路災害防除事業、国道389号ほか48カ所に22億3,200万円余、交通安全施設等整備事業、玉名八女線ほか37カ所に10億9,800万円余などとなっております。

以上、道路保全課の令和2年度当初予算総額は、表左から3列目最下段のとおり、92億5,000万円余となります。

道路保全課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

15ページをお願いします。

上から2段目の景観整備推進費でございますが、表左から3列目のとおり、2,800万円余を計上しております。

右側説明欄をごらんください。

これは、通常分といたしまして、緑化景観対策や民間施設の緑化推進などを予定しております。

次に、下から4段目の公園維持費でございますが、表左から3列目のとおり、1億9,200万円余を計上しております。

右側説明欄をごらんください。

これは、通常分といたしまして、テクノ中央緑地や水俣広域公園などの指定管理者管理委託費等を予定しております。

16ページをお願いいたします。

最上段の都市計画調査費でございますが、表左から3列目のとおり、800万円余を計上しております。

右側説明欄をごらんください。

これは、都市計画の決定、変更に向けた調査検討に要する経費でございます。

次に、上から3段目の土地区画整理事業費

でございますが、表左から3列目のとおり、20億8,100万円余を計上しております。

右側説明欄をごらんください。

これは、熊本地震関連といたしまして、益城中央被災市街地復興土地区画整理に伴う文化財や建物等の調査、建物等の移転補償、道路や宅地の整備を予定しております。

次に、上から5段目の単県街路促進事業費及び6段目の街路整備事業費でございますが、ともに都市計画道路の整備を予定しております。

まず、単県街路促進事業費でございますが、表左から3列目のとおり、9,800万円余を計上しております。熊本地震関連といたしまして、益城中央線分を予定しております。

次に、6段目の街路整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、46億3,900万円余を計上しております。

右側説明欄をごらんください。

通常分といたしまして、南部幹線ほか1カ所に6億9,700万円余、熊本地震関連といたしまして、益城中央線ほか1カ所、39億4,100万円余を計上しております。

下から2段目の都市公園整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、4,600万円余を計上しております。これは、鞠智城PR事業に要する経費でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

上から2段目の地方道路整備臨時貸付金元金でございますが、表左から3列目のとおり、2,900万円余を計上しております。

右側説明欄をごらんください。

これは、平成21年度から平成24年度に国から無利子で借り入れた分の償還金でございます。

以上、都市計画課の令和2年度当初予算額は、表左から3列目最下段のとおり、74億1,900万円余となります。

都市計画課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業会計に分かれておりますので、一般会計から主なものについて御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

上から4段目の一般廃棄物等対策費でございますが、表左から3列目のとおり、1億9,000万円余を計上しております。これは、表右側説明欄のとおり、浄化槽整備事業の通常分といたしまして、1億6,600万円余、熊本地震関連分といたしまして、2,200万円余などでございますが、これは、主に浄化槽の設置者に補助を行う市町村に助成を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

上から3段目の団体営農業集落排水事業費でございますが、表左から3列目のとおり、1億5,600万円余、上から7段目の漁業集落環境整備事業費では、1億3,200万円余を計上しております。これは、市町村が実施する事業に対する国からの交付金を一旦県が受け入れ、再交付する間接補助に要する経費でございます。

21ページをお願いいたします。

上から5段目の流域下水道事業会計繰出金でございますが、表左から3列目のとおり、3億1,800万円余を計上しております。これは、流域下水道事業会計への公債費などの財源充当のための繰出金でございます。

以上、下水環境課の一般会計の予算総額は、21ページ、表左から3列目最下段のとおり、9億8,400万円余でございます。

続きまして、流域下水道事業会計の主なものについて御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

流域下水道事業は、令和2年度から公営企業会計を適用した会計を実施しますので、それに合わせた予算となっております。

本県では、3つの流域下水道を管理運営しておりますが、まず、熊本市、合志市、菊陽町を対象とする熊本北部流域下水道事業でございます。

上から1段目の熊本北部流域下水道管理費でございますが、表左から3列目のとおり、23億1,500万円余を計上しております。これは、下水処理を行うための指定管理者への委託料などの管理費でございます。

なお、前年度に比べ、大幅に増加しておりますが、公営企業会計を適用することにより、減価償却費などを計上したためでございます。減価償却費とは、長期間にわたって使用される固定資産を対象に、取得に要した支出をその資産が使用できる期間にわたって分割して費用とする会計処理でございます。

なお、減価償却費に相当する現金の支出はございません。

次に、資本的支出の熊本北部流域下水道建設費について御説明いたします。

下から2段目の管路施設等建設改良費でございますが、表左から3列目のとおり、4億2,200万円余を計上しております。これは、令和元年度からの自家発電設備等改築工事に係る債務工事などに要する費用でございます。

23ページをお願いいたします。

あさぎり町など、上球磨4町1村を対象とする球磨川上流流域下水道事業でございます。

上から1段目の球磨川上流流域下水道管理費でございますが、表左から3列目のとおり、5億7,500万円余を計上しております。これは、下水処理を行うための指定管理者への委託料などの管理費でございます。

次に、資本的支出の球磨川上流流域下水道建設費について御説明いたします。

下から5段目の管路施設等の建設改良費でございますが、表左から3列目のとおり、1億1,100万円余を計上しております。これ

は、令和元年度からの紫外線滅菌設備改築更新に係る債務工事などに要する費用でございます。

続きまして、八代市、宇城市、氷川町を対象とする八代北部流域下水道事業でございます。

下から3段目の八代北部流域下水道管理費でございますが、表左から3列目のとおり、8億200万円余を計上しております。これは、下水処理を行うための指定管理者への委託料などの管理費でございます。

次に、資本的支出の八代北部流域下水道建設費について御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

上から4段目の管路施設等の建設改良費（交付金事業）でございますが、表左から3列目のとおり、8億600万円余を計上しております。これは、処理場の改築更新及び氷川町宮原処理区編入に伴う施設の新設工事などに要する費用でございます。

次に、上から5段目の管路施設等の建設改良費（単独事業）でございますが、表左から3列目のとおり、500万円余を計上しております。これは、河川改修工事による橋梁つけかえに伴う下水管渠工事などに係る費用でございます。

続きまして、下から4段目の企業債償還金として、表左から3列目のとおり、5億7,800万円余を、下から3段目の支払利息として、表左から3列目のとおり、9,300万円余を計上しております。これらは、令和2年度に償還する起債の元金と利子でございます。

以上、流域下水道事業会計の予算総額は、24ページ、表左から3列目最下段のとおりに、57億4,600万円余でございます。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

恐れ入りますが、24ページをお願いいたします。

上から4段目の管路施設等の建設改良費（交付金事業）の表右側説明欄をごらんください。

八代北部流域下水道における氷川町宮原処理区編入に伴うポンプ場の新設工事について、令和3年度予算とあわせて一体的に施行する必要があるため、令和3年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

下水環境課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

資料の25ページをお願いします。

5段目の河川調査費でございますが、表左から3列目のとおり、1億700万円となっています。

右側説明欄をごらんください。

内訳としまして、河川の流量観測等の河川調査費として、1,000万円、河川の浸水想定区域図作成費用として、9,700万円を計上しています。

次に、6段目の河川海岸維持修繕費でございますが、10億100万円となっています。これは、右側説明欄に記載のとおりに、通常分として、河川及び海岸施設の点検等について2億6,800万円、国土強靱化分として、西谷川ほか37カ所の維持修繕について7億3,300万円となっています。

次に、最下段の河川掘削事業費でございますが、7億9,800万円余となっています。これは、右側説明欄に記載のとおりに、県単独事業として、河道内の堆積土砂等の除去を行うもので、通常分として、矢形川ほか1カ所について1,600万円余、国土強靱化分として、免田川ほか67カ所について7億8,100万円余となっています。

資料26ページをお願いいたします。

上から5段目の河川改修事業費でございますが、13億3,200万円余となっています。これは、国の交付金、補助金を活用して実施する

河川改修や河川掘削、水門等における規模の大きな更新を行うものです。

右側の説明欄をごらんください。

通常分として、天明新川ほか3カ所について3億8,200万円、国土強靱化分として、潤川ほか64河川について9億5,000万円となっています。

次に、下から3段目の堰堤改良費でございますが、1億6,700万円余となっています。これは、市房ダムほか2カ所においてダム管理機器等の設備更新を行うものです。

次に、下から2段目の河川等災害関連事業費でございますが、2,200万円余となっています。これは、災害復旧事業とあわせて行う改良復旧に要する事業で、市房ダム管理所裏のり面補強工事に要する経費です。

次に、最下段の単県河川改良費でございますが、16億2,100万円余となっています。

右側の説明欄をごらんください。

通常分として、局部的な河川改良を行う単県河川改良費に2,100万円余、水門等の小規模な補修等を行う単県特定構造物改築事業に400万円余、国土強靱化分として、単県河川改良費で内野川ほか21カ所について12億9,300万円余、単県特定構造物改築事業で赤松川ほか15カ所について3億100万円余になります。

資料の27ページをお願いします。

1段目の単県ダム改良費でございますが、1億4,400万円余となっています。

右側の説明欄をごらんください。

通常分として、ダム管理施設の改良や更新を行う単県ダム改良費に2,600万円余、ダム貯水池内の土砂撤去等を行う単県ダム堆砂排除事業に3,500万円余、国土強靱化分として、単県ダム改良費に8,300万円余になっています。

次に、2段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、3億4,600万円余となっています。これは、道路、河川、砂防等の公共

土木施設の補助災害復旧事業で行う箇所に隣接する区間の改修、補強工事等で、国からの補助要件に満たないものについて、県が単独費で行うものです。

右側説明欄をごらんください。

通常分、これは令和元年に発生した災害関係となりますが、6,800万円余、熊本地震関連分として、2億7,800万円余となっています。

次に、4段目の海岸高潮対策事業費でございますが、7,500万円余となっています。これは、荒尾海岸について海岸保全施設の整備を行う費用です。

次に、6段目の単県海岸保全費でございますが、1億7,200万円余となっています。これは、国土強靱化分として、佐敷海岸ほか14カ所について海岸堤防の開口部の閉鎖や小規模な海岸保全施設の補修等を行う費用です。

次に、7段目の海岸保全施設補修事業費でございますが、2億1,000万円余となっています。これは、国の交付金を活用して老朽化した海岸保全施設の防護機能の回復強化を図るもので、通常分として、男島海岸ほか4カ所について1億600万円、国土強靱化分として、明治新田海岸について1億400万円余となっています。

28ページをお願いします。

4段目の過年発生国庫補助災害復旧費で3億200万円余となっています。これは、令和元年に発生した河川、砂防、道路等の公共土木施設の補助災害復旧事業の2年目の費用になります。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、9億3,000万円余となっています。また、下から3段目の災害復旧事業設計調査費でございますが、2億円となっています。これらは、いずれも、令和2年度に公共土木施設災害が発生した場合に速やかに対応ができるよう、待ち受け予算として計上しております。

以上、河川課の令和2年度当初予算額は、表左から3列目最下段のとおり、87億5,700万円余となります。

河川課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

29ページをお願いいたします。

港湾課には、一般会計と2つの特別会計がございます。

まず、一般会計について御説明いたします。

4段目の海岸諸費でございますが、表左から3列目のとおり、1,400万円余となっております。これは、右側説明欄のとおり、排水機場等の維持管理に要する経費でございます。

次に、下から4段目の港湾利用促進事業費でございますが、600万円余となっております。これは、右側説明欄のとおり、八代港クルーズ拠点の運営に係る経費でございます。

30ページをお願いいたします。

1段目の海岸高潮対策事業費でございますが、表左から3列目のとおり、8,500万円余となっております。これは、右側説明欄のとおり、熊本地震関連として、百貫港海岸における海岸堤防の耐震化を行うものでございます。

次に、2段目の単県港湾修築事業費でございますが、8,000万円余となっております。これは、県管理港湾における港湾施設の小規模な補修等に要する経費でございます。

次に、4段目の港湾施設保安対策事業費でございますが、5,600万円余となっております。これは、国際港湾施設の保安対策としまして、八代港、熊本港、三角港における国際埠頭の警備業務等に要する経費でございます。

次に、下から3段目の単県港湾整備事業費でございますが、8億4,900万円余となって

おります。

右側説明欄をごらんください。

単県港湾維持浚渫事業としまして、熊本港ほか3港における泊地や航路の維持しゅんせつを、単県港湾海岸危機管理対策事業として、県管理港海岸における海岸保全施設の補修等に要する経費でございます。

次に、下から2段目の港湾補修事業費でございますが、2億9,000万円余となっております。

右側説明欄をごらんください。

通常分として、長洲港において、国土強靱化分としまして、熊本港、八代港において港湾施設の改良や補修等を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

2段目の空港管理費でございますが、表左から3列目のとおり、2億3,400万円余となっております。

右側説明欄をごらんください。

天草空港の管理運用、消防及び気象観測等の業務を行う天草空港管理運営費として、1億9,900万円余、また、老朽化した施設の修繕や機器更新等を行う天草空港修繕費として、3,400万円余となっております。

次に、4段目の港湾整備事業特別会計繰出金でございますが、港湾整備事業特別会計における起債償還に充てるために、一般会計からの繰出金として、6億7,200万円余となっております。

以上、港湾課の一般会計総額といたしまして、最下段左から2列目のとおり、25億3,000万円余となります。

続きまして、32ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

2段目の施設管理費でございますが、表左から3列目のとおり、4億6,000万円余となっております。

右側説明欄をごらんください。

施設管理諸費（経常分）としまして、3億1,200万円余、クルーズ船寄港対策事業としまして、港湾管理上必要となる警備業務等を行うための経費6,700万円余などでございます。

次に、3段目の港湾修築費でございますが、3億1,600万円となっております。これは、右側説明欄のとおり、熊本港及び八代港において港湾施設の維持修繕を行うものでございます。

次に、5段目の県管理港湾施設整備事業費でございますが、3億1,400万円となっております。これは、右側説明欄のとおり、物流拠点機能向上事業としまして、八代港及び熊本港において港湾施設整備を行うものでございます。

33ページをお願いいたします。

3段目の公債費計でございますが、表左から3列目のとおり、起債償還の元金と利子を合わせて19億8,400万円余となっております。

以上、港湾課の港湾整備事業特別会計総額といたしまして、最下段左から2列目のとおり、30億7,400万円余となります。

続きまして、34ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計予算について御説明いたします。

2段目の漁業振興費でございますが、表左から3列目のとおり、5,000万円となっております。これは、右側説明欄のとおり、熊本港周辺海域における漁業振興を図るため、漁場の整備や稚魚の放流などを行うものでございます。

次に、3段目の熊本港臨海用地造成事業費でございますが、1,100万円余となっております。これは、右側説明欄のとおり、熊本港臨海用地の管理等に要する経費でございます。

以上、港湾課の臨海工業用地造成事業特別

会計総額といたしまして、最下段左から2列目のとおり、6,100万円余となります。

続きまして、32ページにお戻りください。

今回、港湾整備事業特別会計におきまして債務負担行為の設定をお願いしております。

下から2段目の県管理港湾施設整備事業費の右側説明欄をごらんください。

八代港において小型貨物取扱施設の整備に令和3年度、令和4年度に各2億円、コンテナを移動させるストラドルキャリアの更新に令和3年度に7,500万円の債務負担行為の設定についてお願いしております。これらの施設は、令和2年度、単年度では整備ができないため、複数年の契約を行うため、債務設定をお願いするものでございます。

港湾課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○中山砂防課長 砂防課でございます。

35ページをお願いします。

主な事業について御説明をいたします。

6段目の地すべり対策事業費でございますが、表左から3列目のとおり、3億5,900万円余となっております。

表右端の説明欄をごらんください。

通常分といたしまして、天草市の大地地区ほか3カ所で7,500万円余、熊本地震関連分といたしまして、山都町の白谷地区で5,200万円余、国土強靱化分といたしまして、御船町の間所地区ほか2カ所で2億3,200万円余となっております。これは、地すべり災害防止のための地下水排除施設などの整備に要する経費でございます。

次に、7段目の急傾斜地崩壊対策事業費で3億6,800万円余となっております。

説明欄ですけれども、国土強靱化といたしまして、南関町の北開地区ほか5カ所で崖崩れ災害防止のための擁壁等の整備に要する経費でございます。

次、36ページをお願いします。

最上段の単県急傾斜地崩壊対策費で5億6,900万円余となっております。

国土強靱化分といたしまして、水俣市の村中地区ほか14カ所における崖崩れ災害防止のための擁壁などの整備に要する経費でございます。

次に、7段目の火山砂防事業費で19億5,500万円余となっております。

熊本地震関連分といたしまして、阿蘇市の車帰川ほか4カ所で7億3,200万円余、国土強靱化分といたしまして、熊本市の百山谷川ほか12カ所で12億2,200万円余となっております。これは、火山地域における土石流災害防止のための砂防堰堤などの整備に要する経費でございます。

次、37ページをお願いいたします。

2段目の砂防設備等緊急改築事業費で8億7,400万円余となっております。

国土強靱化分といたしまして、球磨村の小川1ほか19カ所で、既設の砂防設備の長寿命化と土石流からの安全性を向上させるために、老朽化などにより機能が低下した砂防堰堤などの改築に要する経費でございます。

以上、砂防課の令和2年度当初予算総額は、表左から3列目の最下段のとおり、54億5,900万円余となります。

砂防課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○松野建築課長 建築課でございます。

39ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

まず、5段目のくまもとアートポリス推進費でございますが、表左から3列目のとおり、1,300万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、アートポリス事業の推進に要する経費について800万円余、熊本地震関連といたしまして、熊本地震の復興の拠点づくりとして、みんなの家の利活用促進に

要する経費について500万円余となっております。

次に、7段目の建築基準行政費でございますが、表左から3列目のとおり、9,700万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、建築基準の指導及び建築物の防災対策を推進するための経費並びに危険なブロック塀等撤去支援に要する経費に4,700万円余、熊本地震関連としまして、住宅の耐震化に要する経費等に5,000万円余となっております。

次に、40ページをお願いいたします。

2段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、表左から3列目のとおり、1,000万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費について200万円、熊本地震関連としまして、危険地区からの移転事業に要する経費について800万円余となっております。

以上、建築課の予算総額は、表左から3列目最下段のとおり、5億1,000万円余となります。

建築課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○小路永営繕課長 営繕課でございます。

41ページをお願いいたします。

3段目の営繕管理費でございますが、表左から3列目のとおり、7,200万円余となっております。これは、外壁改修や防水改修などの小規模な工事で県有施設の保全改修等に要する経費でございます。

なお、大規模な改修工事や新築工事については、各施設の所管課が別途予算要求を行い、所管課からの施行依頼を受けて、営繕課で工事を実施しております。

以上、営繕課の予算総額は、表左から3列

目最下段のとおり、2億8,500万円余となっております。

営繕課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○原井住宅課長 住宅課でございます。

43ページをお願いします。

上から3段目の公営住宅維持管理費でございますが、表左から3列目のとおり、9億500万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、公営住宅維持補修に係る経費としまして、6億9,000万円余、県営住宅の管理事務費としまして、2億1,400万円余となっております。

最下段の公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、表左から3列目のとおり、3億8,600万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、県営住宅を長期間有効に活用するための改修に要する経費でございます。

44ページをお願いします。

上から2段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費でございますが、表左から3列目のとおり、1億4,700万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助について8,000万円余、サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業について6,700万円余となっております。

この結果、住宅課の予算総額は、表左から3列目最下段のとおり、16億1,700万円余となります。

住宅課からは以上でございます。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

資料の45ページをお願いいたします。

議案第57号、熊本県が管理する県道の構造

の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

47ページの概要により御説明いたします。

2の制定改廃の必要性に、道路構造令の一部改正を踏まえ、県道を新設し、または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定める等の必要があるとしておりますが、道路を新設、改築する場合の一般的な技術基準としまして、政令で道路構造令という基準が定められております。

本県が管理する県道については、この道路構造令を参酌いたしまして、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例を定めております。

今回の改正は、昨年4月に道路構造令の一部が改正され、自転車通行帯が新たに規定されたことなどから、これを受け、本条例においても同様の規定を設けるものです。

自転車通行帯とは、自動車や自転車などの交通量が多い道路において、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設ける帯状の車道の部分でございます。

この条例の施行日については、本年4月1日を予定しております。

道路整備課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

49ページをごらん願います。

議案第58号、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

内容につきましては、50ページの概要で御説明いたします。

この条例は、土地区画整理法の規定に基づき、県が行っております当該土地区画整理事業の具体的な運営事項を定めているものでございます。

2の制定改廃の必要性ですが、民法の一部改正に伴う土地区画整理法施行令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備するものでございます。

3の内容は、清算金を分割徴収し、または分割交付する場合に付する利子の利率を改正するものでございます。

具体的には、利率を年6%から換地処分公告の日の翌日における法令利率に改正いたします。

施行日は、土地区画整理法施行令の改正の施行日と同じ令和2年4月1日でございます。

都市計画課の説明は以上でございます。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の51ページをお願いいたします。

第59号議案、熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、52ページの概要で御説明させていただきます。

2の制定改廃の必要性ですが、令和元年6月に浄化槽法の一部が改正され、条例に浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めることとされたため、関係規定を整備する必要があるためでございます。

3の内容につきまして、まず、(1)は、浄化槽保守点検業者が営業所に置く浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならないとする規定を設けるものでございます。

次に、(2)は、浄化槽保守点検業者の登録の申請者が、(1)の義務を履行せず、浄化槽管理士に研修を受けさせる措置を確実に講ずると認められないものである場合は、登録を拒否するとする規定を設けるものでございます。

次に、(3)は、その他の規定の整理を行う

もの、(4)は、所要の経過措置を定めるものでございます。

最後に、4、施行期日につきましては、改正浄化槽法の施行日と同じ令和2年4月1日からとしておりますが、登録の拒否を定める規定につきましては、浄化槽保守点検業者に対する周知期間が必要であることなどから、令和3年4月1日から施行するものとしております。

下水環境課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○原井住宅課長 住宅課でございます。

53ページをお願いします。

第60号議案、熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、55ページの概要によって説明いたします。

2の制定改廃の必要性についてですが、民法の一部改正及び単身高齢者の増加などの県営住宅を取り巻く最近の状況への対応が主な理由であります。

民法改正といいますのは、契約において新たに連帯保証人を求める場合、連帯保証人に債務の限度額を設定することが義務づけられたことであります。

また、身寄りのない単身御高齢の方がふえており、連帯保証人が見つけられないために、公営住宅への申し込みができないという状況が全国共通の課題となっております。このような状況を踏まえ、3の条例改正の内容でございますが、連帯保証人の規定を削除することとしました。

そのほか、公営住宅法の改正などに伴う規定の整理を行っております。

住宅課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

57ページをお願いします。

議案第69号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、国道324号地域連携推進改築（P14橋脚）工事。工事内容は、橋梁下部工でございます。工事場所は、天草市東町地内。工期は、契約締結の日の翌日から令和3年7月30日まで。契約金額は、5億2,800万円。契約の相手方は、前川・吉永建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

58ページをお願いいたします。

議案第69号の入札の経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定をしております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式で実施いたしました。

なお、施工計画としては、橋梁下部工工事において、品質確保と安全確保及び施工上の課題が重要であることから、課題を設定し、提出された技術申請書の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者といたしました。

59ページをお願いいたします。

設定した課題は、品質確保に関して3項目、安全確保に関して2項目、施工上の課題に関して3項目の合計8項目です。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札は2者が参加し、令和元年11月18日

に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が120.30で、税抜き4億8,964万9,000円の予定価格に対しまして、税抜き4億8,000万円で入札した前川・吉永建設工事共同企業体が評価値25.0625となり、落札を決定しております。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第70号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、国道324号地域連携推進改築（P15橋脚）工事。工事内容は、橋梁下部工でございます。工事場所は、天草市瀬戸町地内。工期は、契約締結の翌日から令和3年7月30日まで。契約金額は、5億2,800万円。契約の相手方は、中村・共栄特定建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

62ページをお願いいたします。

議案第70号の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定をしております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式で実施いたしました。

なお、施工計画としては、橋梁下部工工事において、品質確保と安全確保及び施工上の課題が重要であることから、課題を設定し、提出された技術申請書の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最

も高い者を落札者といたしました。

63ページをお願いいたします。

設定した課題は、品質確保に関して3項目、安全確保に関して2項目、施工上の課題に関して3項目、合計8項目です。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札は2者が参加し、令和元年11月18日に開札を行い、評価値を算出しております。その結果、技術評価点が114.00で、税抜き4億8,774万7,000円の予定価格に対し、税抜き4億8,000万円で入札した中村・共栄特定建設工事共同企業体が評価値23.7500となり、落札を決定しております。

続きまして、65ページをお願いいたします。

この議案は、平成30年6月定例会において議決された工事請負契約について、契約金額の変更を行うもので、内容につきましては、66ページの概要により説明をさせていただきます。

工事名は、布田川28年発生砂防災害復旧（熊本地震・第7661号）工事。工事内容は、砂防堰堤工。工事場所は、阿蘇郡西原村布田地内。工事契約締結日は、平成30年3月29日。請負業者は、丸昭・青木・技建日本復旧・復興建設工事共同企業体。契約工期は、令和2年3月23日まで。

変更契約金額については、5億8,835万9,376円を6億4,623万6,756円に変更するもので、5,787万7,380円の増額となります。

変更の理由としましては、豪雨による流入土砂撤去等の増工に伴う増額及び地盤改良における転石処理等の増工に伴う増額を行うものです。

監理課からは以上でございます。

よろしく申し上げます。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及

び承認については、説明資料67ページの第76号議案から76ページの第80号議案までの5件でございます。

まず、資料の67ページの第76号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、令和元年6月28日午後3時ごろ、天草市天草町下田北におきまして、一般国道389号を軽貨物自動車で行進中、進行方向右側ののり面から落ちていた石に衝突し、フロントサスペンション等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の3割に当たる5万2,730円を賠償しております。

次に、資料の69ページの第77号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和元年9月18日午後7時40分ごろ、合志市竹迫におきまして、主要地方道大津植木線を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側の竹林から倒れていた竹に衝突し、ボンネット等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の5割に当たる25万2,500円を賠償しております。

次に、資料の71ページの第78号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和元年9月23日午前0時から午前7時までの間に、菊池市出田におきまして、一般国道387号の道路区域内ののり面から倒れてきた樹木がのり面下の小屋のスレート屋根を破損したものであります。

本件は、直撃事案であり、小屋の所有者に過失を求めることが困難であることから、被害額の全額に当たる10万9,880円を賠償しております。

次に、資料の73ページの第79号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和元年11月7日午前8時20分ごろ、宇城市三角町三角浦におきまして、一般国道266号を大型乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から車道へ出ていたツタカズラに左サイドミラーがひっかかり、左サイドミラー等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮いたしまして、被害額の6割に当たる33万3,713円を賠償しております。

次に、資料の75ページの第80号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、令和元年11月8日午前5時30分ごろ、上益城郡甲佐町大字上早川におきまして、一般県道稲生野甲佐線を大型貨物自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちてきた石が直撃し、ルーフパネル等を破損したものであります。

本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮いたしまして、被害額全額に当たる68万570円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

次に、77ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

内容につきましては、78ページの概要により説明をさせていただきます。

この事故は、令和元年8月21日午前7時25分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地地内で発生した

もので、相手との示談交渉の結果、県の過失割合80%で合意したものであり、損害賠償額は、物的損害14万6,577円となっております。

事故の状況といたしましては、阿蘇地域振興局前の国道57号進入口において職員が公用車で右折しようとしたところ、熊本方面から走行してきた相手車両の右前方部と公用車の右前方部が接触したものでございます。

監理課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 3ページでありますけれども、監理課のこの土木行政情報システムに1億以上のお金が予算つけられております。こういった内容なのかな。去年と比べたら2,000万ぐらい増額というふうなことで、こういったことなのかということと、それとともに、次の7ページにも土木行政情報システムというふうな同じ項目が、これは土木技術管理課で3,500万、去年度と比べたら、こちらのほうは2,000万減額というふうなことで、監理課と基本的に同じこのCALS／EC事業に関する費用というのがほとんどだと思えますけれども、同じこのシステムで毎年こういった何千万単位のお金が要るのかどうかというのも経年の予算のつけぐあいも、状況を教えていただければと思います。

○野崎監理課長 監理課でございます。

御質問のCALS／ECにつきまして、監理課で計上しておりますCALS／EC分につきましては、入札システム、いわゆる電子システムに係る分でございます。土木技術管理課で計上しておりますのは、主に進行管理

システム、土木の発注した業務に関してどう
いう土木工事の内容をやったのかという進行
管理システムの方でございます。

今回、毎年の計上額については、ほぼ同様
の額を計上しておるといふふうに考えており
ますが、今回は、1億6,000万円について
は、通常のメンテナンス及び今回CALS/
ECについては、電子入札システムの若干仕
様の変更等がございましたので、そこを加味
しまして金額の計上を行っているところでご
ざいます。

監理課は以上でございます。

○勝又土木技術管理課長 土木技術管理課で
ございます。

私どもの土木行政情報システムにつきまし
ては、先ほど監理課長が申しました工事進行
管理システムとそれから電子納品とその保管
管理システム、これがCALS/EC事業に
要する費用として計上しております。

それから、それとまた別に、土木積算シ
ステムとしての費用も計上いたしております。

それから、1,800万ほど前年度と比べまし
て減額になっておりますが、これにつきまし
ては、前年度にCALS/EC事業における
電子納品保管管理システムのソフトウェアの
改修を行っておりまして、それが終了しまし
たものですから、このように減額になったと
いうことでございます。これくらいの金額に
つきましては、毎年必要な金額だといふう
に認識しております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 こういう電子システムの
予算というものが県庁全般的にいろいろシ
ステムの方針で何千万、何億というふうな、毎
年――ほかの分野でも、この部署でもかかる
ものですから、結構お金がかかるなど、ちょ
っと。専門的な業種というか、分野でありま
すので、よくわかりませんけれども、できる

だけ電子的なものを進める時代ではあります
けれども、コストを削減するというふうなこ
とと、そういったことにやっぱり心がけてい
ただきたいなというふうに思います。ちょっ
と専門的過ぎて、私も、今説明聞いただけで
はよく、どういった分野の予算がこうだとい
うのが把握できませんけれども、そういった
ことに心がけていただきたいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○城戸淳委員 35ページの砂防についてちょ
っとお尋ねします。

いろいろ砂防事業されておりますけれど
も、もともと砂防ダム、いろんなところに、
山の奥のほうに昔から砂防ダムがあっても、
そこは埋まっているとか機能を果たしていな
いとかいうダムもございます。恐らく重機が
入らないところもあると思いますけれども、
この近年の大雨で全く機能を果たしていない
ところがいろんなところにも見受けられるの
かなと思って、その上のほうに新しくつくれ
ば、そこはもう使わなくていいということな
んでしょうけれども、その砂防ダムの昔から
ある、小さいところがいっぱいありますけれ
ども、それに関してはどういう見解なのかを
ちょっと教えていただきたいと思います。

○中山砂防課長 山の上のほうの砂防ダムと
おっしゃいましたので、大体山の上にあるや
つで2タイプありまして、治山のほうの砂防
堰堤と、治山ダムとかいう言い方しますけれ
ども、そういうものと、我々砂防課のほうで
やっております砂防ダムというような、大体
2種類ちょっとあるというふうに見てくださ
い。

基本的に機能が埋まったからなくなるとい
うものではありません。砂防ダムのほうは、
溪流の勾配を緩やかにして、溪流の河床が削

れてしまうと、その横の山肌の安定性が失われて、そこに山崩れとかそういったものが出ますので、溪流の侵食とかそういったものを抑えるというような機能がありますので、埋まったからといって機能がなくなるというものではないというふうなのが砂防的な堰堤の考え方になっております。

埋まりまして、それを掘らなければならないのかという話で、それは溪流ごとにいろいろありまして、管理をするようなタイプのところもありますし、基本的に大半のものは管理をしませんので、掘らないということでもありますけれども、それが埋まったからといって機能がなくなって新しく別のものをつくらなければならないということではありません。

以上でございます。

○城戸淳委員 わかりました。

○緒方勇二委員長 老朽化対策のことをお尋ねじゃないんですか。機能が失われるとかそういう話じゃなくて、老朽化している部分についての対策等をお尋ねじゃないんですかね。

○中山砂防課長 砂防堰堤等に古くなって補修が必要であるというふうなことがあれば、それについては、緊急改築とか単県の維持管理費で補修等をやっております。

施設につきましては、長寿命化を図るために、定期的な点検といったものはしておりまして、それぞれの施設については評価をしておりますので、その必要性に応じて対策、対応をしてきております。

以上です。

○城戸淳委員 わかりました。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○城戸淳委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 数値的なことに関しては、もう骨格予算ということで今御説明をいただきましたので、理解をさせていただきました。

55ページの住宅課さんの保証人の件なんですけれども、今までは連帯保証人が必ず必要でした。これを削除しますということで、今後からは、連帯保証人がいる人でも要らない、そういう認識でよろしいんですかね。

○原井住宅課長 4月1日に施行が及びますと、それ以降は入居の際に連帯保証人が要らないということございまして、既存の方は、既存の法律の中でそのまま継続されていきます。

以上です。

○前田憲秀委員 わかりました。

これまでも新規入居の方でどうしてもやっぱり、この改正の理由にあるように、連帯保証人が見つからないという方のためには非常にいい改正じゃないかなとは思っております。ただ、いろんな方からと言われるように、家賃の延滞とかそういった部分でどこに請求するのかとか、今までは連帯保証人さんをお願いする、請求するというのがあったんでしょうけれども、そういうことも非常に懸念をされる部分もあるやと思いますので、そこはしっかり公社のほうとも連携をとって、契約時にはきちんとした説明の徹底と、それと、今特にあるのが、高齢者対策ということですけども、ふだん、もともとの契約者が亡くなられて、その御子息がいられるとか、そういうケースもあります。ですから、

そこら辺もきちんと説明をして理解をいただくような体制強化もぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

要望で結構です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○前田憲秀委員 保全課さんの説明で補償の問題がありました。幾つかありますのであれなんですけども、例えば、68ページで御説明いただいたのが、落ちていた石に衝突をしたということなので、車を運転する人も注意義務もあるということで3割ですよ。そして、70ページは、これはバスだと思うんですけども、倒れていた竹に衝突した、これも同じような状況で、注意義務もあったと思うんですけども、この場合は5割、これは何が違うんですかね。

○吉ヶ嶋道路保全課長 いろんなケースごとに、やはりこれまでの事案でありましたり、そこは、その場所ごとに、そういった事例をもとにしております。大きく基本的な事柄とすれば、見えやすさといいますか、確認のしやすさ、石につきましては、でこぼこをしているといいますか、竹林に対しましては、なかなかそれが視認性が少し劣るとか、そういった事例ごとに判断を出しております。

それと、時間につきまして、時間が夜の時間帯というのがございます。そういう見えやすさ、そういう時間帯によって、そういう要素ごとに判断をして割合のほうを決定しているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

よくこれまでも道路の穴ぼこ、穴がほげての賠償だとか、これは、例えば、通報する側からすれば、本来だったら運転する人が注意

をしないとイケないんですけども、今のようない状況があるということは、やはり何らかの形で、これは何か責任を取ってもらえないんじゃないかというふうに発信してもらえないといけないですよ、誰も見ている人はいないわけですから。そういうことですよ。

この件に関してでもいいですよ。落石なり倒木に当たったということで県に賠償を求められているわけでしょう。ですから、そうじゃない、自分の不注意だったんだという人も結構いらっしゃるんじゃないかなという気もするんですけども、そこら辺はどうですか。

○吉ヶ嶋道路保全課長 現場で立ち会いを行いまして、その当事者の方とその事故の概況、事情聴取いたします。そういった中で、やはりその方の運転、スピードが法令に合っているかどうかとか、車間距離をとっていたとか、そういったところもお聞きしながら、相手方も非があるような部分とかいうのを間接的にはそういった現場の中で認識させていただきながら、今回こういった、最終的には了解を得ているというところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 私が言っているのは、落石だとか倒木で、もし事故に遭ったときには、事故に遭った当事者が、県なり振興局なのかわかりませんが、やっぱり訴えるべきことなんですよ、訴えたからこういう事案があっているということでしょう。

○村上道路都市局長 私のほうからお答えさせていただきます。

自動車の損害の場合は、それぞれ保険に入られておられるものですから、その保険会社のほうから県のほうに連絡が参ります。そして、そこからこういう補償のやり方について話し合いを始めることになります。ただ、今

回の場合、1つ違うのが、72ページですけれども、小屋のスレート屋根が破損したということがありまして、この場合は、特に自動車保険入っておられませんので、これは、向こうからの申し出によりまして、国道ののり面から倒木があったということがもうはっきりしておりましたので、補償を行ったところでございます。

以上です。

○前田憲秀委員 わかりました。ありがとうございます。保険会社さんが客観的に見て動かれるということですよ。わかりました。

以前、保険料の件なんかもお尋ねをしたんですけれども、保険契約というのは入札でされるということで、負担が多くなる、少なくなるというのはないというふうにはお聞きしたんですけれども、今御説明にあったように、例えば、スピードの出し過ぎだとか脇見だとか、さまざまその状況でこの事故に遭ったというのはあると思うので、そこは保険会社さんからの訴えであったとしても、やはり慎重に、より公平に、もちろんそうされていくと思うんですけれども、対処していただきたいなというふうに思います。

要望で終わります。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松村秀逸委員 前田委員の関連なんですけど、先ほどの保証人の、済みません、53ページの第60号、住宅の保証人が要らなくなる件、お家賃の滞納についてはある程度考えておられると思いますけれども、もう一つは、高齢者の方、保証人がないということで、そういう状況があるという事例の中でこうなると。それと、国のほうからの指導があったということでございます。ただ、1つは、私が心配するのは、高齢者の方、亡くなられた

ときの身寄りがなかったりした場合の一亡くなられた遺体の引き取り、また、その後の荷物といいますかね、家財道具といいますか、そういうものの処理、そういうのがいろいろ出てくるかと思うんですね。そういうのをやっぱりスムーズにするため、もし引き取り手がないと非常に時間もかかりますし、もちろん費用負担もかかります。そこら辺の対策なりをどういう形でされるか、もしくはもうされておれば、その辺のしっかり対策を打っていただきたいというのが私の思いでございます。

以上です。

○原井住宅課長 先生御懸念のとおり、連帯保証人の規定を削除しますことに伴いまして、今入居者の方に、連絡がつかなくなった場合とか、安否確認などの必要が生じた場合も想定されますことから、緊急連絡先というのを提出していただくことになります。それを考えて、そういう事態に備えたいと思っております。

それと、済みません、先ほど私、4月1日からの施行と発言しましたが、この条例自体は、公布日、施行は3月中に行われますが、実質上入居の形態が変わりますのは4月1日からというふうに訂正させていただきます。

以上です。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○松村秀逸委員 身元引受人というか、連絡先、その方に保証人というのとまたそれ違うもんですから、最後のお部屋の片づけ等、後に問題が残らないようなことをしっかり対応していただきたい。そこら辺を、本人さん並びにその連絡先の方にもしっかりお伝えしながら進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 13ページの道路保全課の中に、道の駅の防災機能向上促進事業というのがあるんですけども、これはどういった内容なのか、ちょっと教えてください。

○吉ヶ嶋道路保全課長 熊本地震の際に、道の駅が——役割、避難者の車中泊された方の拠点になりましたりとか、そういった事例も直近ではございましたけれども、そのようなことで、道の駅に、非常時に井戸でありましたり、非常用の電源でありましたり、あと、防災倉庫等、そういった整備を進めているといったものでございます。

県内のほうに道の駅、33駅あるんですけども、道の駅の中で道路区域と一体的に整備——県と駅の整備主体である市町村、一体的に整備する駅がそのうち7駅、県道関係、国県道の関係でございますが、その7駅について今順次、そのような整備を進めているものでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 全部整備されるのかなとちょっと思ったりしたもので、33あるというのちょっと聞いていたんで、地元水俣もあるので、どうなのかなとちょっと思ったんで、対象外ですね。

○吉ヶ嶋道路保全課長 先ほど説明不足でしたけれども、あくまで道路事業ということで、道路区域、駐車場とか道路区域になっている、そういった中での整備ということになりますので、単独型といって、ほかの26カ所の駅につきましては、そういう道路区域がないということで、制度上道路事業ではちょっと今やっていないと、そこは対象にはなって

いないということでございます。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 ほかに。

○吉永和世委員 これも多分道路保全課だと思うんですけども、白線、道路に引いてあるじゃないですか、道はあんまり傷んでないんですけども、白線が消えているという道が結構あるのかなと思うんですよね。あれはもう舗装工事と一体となってやるもんだというふうに思っています。また、白線だけで対応できるもんなのか、そこら辺ちょっと教えていただければと思うんですが。

○吉ヶ嶋道路保全課長 区画線とそれよりも小規模な事業ということで、単体でも白線を引いたりとかする場合もございすけれども、それに追いつかない、やはり現場でなかなか消えている箇所が多いということで、舗装を行った際に白線整備したりとか、それと、今回も補正及び当初予算にも計上させていただいておりますけれども、自転車関係の整備予算の中で舗装関係等も行ってますので、そういった中で、あわせて白線等の整備も行うといったようにする予定でございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 ぜひお願いしたいというふうに思います。何か道はきれいなんですけれども、白線がないので、中央線もないので、この中、走っていいのかなと思って勘違いしてしまいますので、しっかりと御対応いただければというふうに思います。

それと、条例改正で、先ほど浄化槽管理士の話がありましたけど——私も一応浄化槽管理士の資格持っているんですけど、私が持っているんですけど、私は現場に出ないわけなんで、そういった人も対象にはならない

んですよね。この研修というのは常時行われているもんなんですか。

○渡辺下水環境課長 まず、研修の対象でございますが、県に保守点検業者として登録をしていただいておりますのは、現在107社ございます。その中で、管理士としてあわせて登録をしていただいている方が460数名いらっしゃいます。その方々がまず研修の対象となります。

それと、想定しております研修でございますが、現在、公益社団法人浄化槽協会におきまして、毎年技術講習会を開催していただいております。当該講習会が環境省から示されている研修の内容に合致することから、この研修会を活用する方向で現在浄化槽協会と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 じゃあ、研修会は浄化槽協会がやっている、これから……。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

現在実施していただいております浄化槽協会の研修を活用する方向で、現在、浄化槽協会と協議を進めているところでございます。

○吉永和世委員 わかりました。じゃあ、もうさっきの107社で460名登録されて、その登録されている方というのは、基本、どういった方なんですか。現場にまさしく出ている人なのか、そうじゃない人なのか、そこら辺わかりますか。

○渡辺下水環境課長 浄化槽法におきまして、まず、浄化槽の保守点検を行う者においては、浄化槽管理士の資格を有する方を保守点検の業務に従事させることということが規定されております。これに基づきまして、条

例で保守点検業者の登録をしていただいております者につきましては、浄化槽管理士の登録もあわせていただいているところでございます。したがって、この対象となりますのは、現在保守点検業の中で浄化槽管理士の名を使って保守点検をされていらっしゃる方が対象ということで考えております。

○吉永和世委員 わかりました。ありがとうございました。

お願いがあるのは、一般質問でも言いましたけれども、人手不足、この浄化槽に関係する方々、また、一般廃棄物のくみ取りされる方、ああいう現場ですけれども、非常に求人出しても人が来ないという現状の中で、浄化槽管理士もそんなにいるわけじゃないと思うんですよね。これ、研修せな——資格持っていないと現場へ出られません、それはわかるんですけれども、長い目を見たとき、将来、そんなに数はなくなるんじゃないのという想像もあるんですけれども、多分、浄化槽ですから清掃もせないかぬわけでしょう。清掃する方もやっぱり清掃の研修に行ったりとかなんかしますけれども、そういう人はどうなるんだろうか、私、ちょっと不安を持っている部分あるんです。多分、現実、業界の方々もそうだというふうに思うんですけれども、今建設事業とか外国人で対応できるのでいいんですけれども、この業界は、外国人で対応できないでしょう、全然対応ってないんで。そういった、まさしく住民と接する部分で、そこら辺の人手不足対応ができるようなきちとした形にしていけないと、非常に困ってくるんじゃないのかなとちょっと思ったりするので、できれば、業界の方と時折ちょっと情報交換をしていただいて対応いただいたほうが非常に業界の人はありがたいと思います。でないと、非常に困ったことになります。あと、産廃処理というものもある、災害廃棄物対応した業者も、まさしくそうなんで

す、対象になっていないわけですから。そういった部分が非常に今後不安材料になるというふうに思いますので、そこら辺は、建設はつくればいいんですけども、壊れたときの後の部分、まさしく関係する部分なので、そこら辺もしっかり考えていかないとだめだというふうに思いますので、ぜひその点は国のほうに働きかける必要があるんだというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○緒方勇二委員長 課長、そもそも研修を受けさせなければならない規定がなかったんですかね。

○渡辺下水環境課長 そのとおりでございます。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○吉永和世委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第20号、第25号から第27号、第36号、第57号から第60号、第69号から第71号、第76号から第80号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第20号外16件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号外16件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

ここで、昼食のため、休憩いたします。1時半に再開します。

午後0時23分休憩

午後1時27分開議

○緒方勇二委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

報告事項1をお願いいたします。

国土強靱化地域計画は、熊本地震を踏まえ、平成29年度に策定いたしました。災害に強く、安全、安心に生活できる熊本を目指して、国土強靱化の取り組みを進めているところでございます。

近年、自然災害が頻発化、激甚化しており、中段の点線四角囲みのところに記載しておりますが、国において、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施や、関係する交付金、補助金の令和2年度予算以降における重点化や要件化の検討という考えが示されたところで、より具体的な取り組みを

記載するよう求められております。

また、昨年12月に取りまとめられました国の経済対策におきましても、災害からの復旧、復興と安全、安心の確保が柱の一つとされ、予算の重点化がなされております。

このような国の動きに呼応いたしまして、県におきましても、県計画を充実することとし、このたび、具体的な事業箇所等を明記した国土強靱化推進方針に基づく取組一覧を作成いたしました。

昨年末に全議員の皆さんに暫定版として送付させていただいておりますが、この取組一覧には、現在実施中のものに加え、この先、おおむね5年間に取り組む予定のものを記載しております。

資料裏面の参考2に一覧の記載例を示しております。具体的には、お手元に配付の計画冊子、別紙120ページ以降として追加を予定しております。これにおきまして、参考3でございますが、計画本体部分についても取組一覧に係る目次への追加とともに、取組一覧の位置づけについて、第4章、19ページに記載を、追加を予定しております。

この件につきまして、御報告は以上でございます。

続きまして、報告事項2、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する熊本県計画（概要案）について御説明いたします。

昨年の12月に本委員会において中間報告として素案の概要を説明したところです。今月13日に開催いたしました第3回検討会において県計画案を取りまとめましたので、その概要を報告いたします。

12月の報告から変更、追加のみ説明させていただきます。

赤線のアンダーライン部分が追加で記載しているところです。

第1の現状と課題、第2の基本的な方針には変更はございません。

第3の熊本県において総合的かつ計画的に

講ずべき施策の中で、1の(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等において、熊本労働局が実施いたします安全衛生経費確保の必要性に関する周知を追加してございます。

その次に、2、責任体制の明確化におきまして、同じく、熊本労働局が実施いたします責任体制構築のための個別・集団指導の実施、それと、県の建設業協会が実施いたします安全衛生教育、安全衛生パトロールの実施を追加いたしております。

3の(1)建設業者間の連携促進につきましては、労働局が実施いたします建設現場における統括安全衛生管理に関する指導を追加いたしております。

(2)のところの一人親方等の安全及び健康の確保につきましては、建災防が開催いたします一人親方等に対する安全衛生教育、安全衛生パトロールの実施、それと、協会が開催いたします一人親方等に対する技術指導を追加しております。

それから、(3)特別加入制度への加入促進につきましては、労働局が実施いたします特別加入制度の周知を追加いたしております。

4の(1)の建設工事現場の安全点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取り組みの促進につきましては、国の労働局と建設業協会が開催いたします安全パトロールの実施を追加いたしております。

それから、(2)の建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに、省力化、生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発、普及促進につきましては、建災防が開催いたします熱中症予防教育の実施と協会が開催いたします生産性向上に関する技術研修会の実施を追加いたしております。

5の建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発につきましては、(1)におきまして、建災防が開催いたします安全衛生教

育、安全衛生パトロールの実施を追加いたしております。(2)におきましては、協会と建災防が開催いたします安全表彰の実施、建災防が開催いたします年度末労働災害防止強化月間の実施、それから協会が開催いたしますヘルスター健康宣言の実施を追加いたしております。

それから、第4、施策を総合的かつ計画的に推進するための環境整備におきましては、6、大きくは、5の墜落・転落災害防止対策の充実強化におきまして、労働局が開催いたします個別・集団指導による「より安全な措置」の普及促進が掲載されております。

6を追加いたしております、外国人労働者の労働災害防止対策を追加しているところです。

以上が今回修正された主な点でございます。

以上の内容で、3月末までに計画の策定、公表を行いたいと考えております。県としても、建設工事従事者の労働災害の発生状況を重く受けとめ、建設業における災害の撲滅に向け、関係機関と連携し、一層実効性のある施策を推進してまいりたいと考えております。

監理課からは以上でございます。

○勝又土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項3をお願いいたします。

まず、熊本地震等の災害復旧事業につきまして、昨年12月末の進捗状況を報告いたします。

中段の表をごらんいただきますけれども、公共土木施設災害復旧事業は、県、市町村合わせて4,908件ございまして、93.2%に当たります4,572件が完了しております。

事業者別では、県事業につきましては、全ての発注が終わりまして、残り73件が工事中の状況でございます。このうち44件は、年度

内に完了の見込みでございます。

次に、市町村事業でございますが、39件が未発注の状況でございます。県としましても、早期の着手を支援してまいります。

続きまして、復興係数、復興歩掛かりの継続について報告させていただきます。

既に御案内のことと存じますが、去る1月20日に、知事、議長が赤羽国交大臣に対し要望いたしまして、令和2年度においても継続するとの回答をいただいておりますことを御報告させていただきます。

以上でございます。

○竹田河川課長 河川課でございます。

報告事項4をごらんください。

白川水系河川整備計画の変更について御報告いたします。

白川水系では、平成24年熊本広域大水害に伴う激甚災害対策特別緊急事業により、国管理区間、県管理区間とも整備が大幅に進捗し、現行の河川整備計画に掲げていました整備メニューがおおむね完了したため、さらなる治水安全度の向上を図るため、国とともに、去る1月23日に整備計画の変更を行いました。

整備計画変更の概要は、下の表に記載のとおりです。

例えば、県管理区間のうち、熊本市区間につきましては、流下能力目標を毎秒2,000立方メートルに増大させます。また、菊陽・大津区間につきましては、新たに毎秒1,500立方メートルの流下能力目標を定めています。阿蘇市区間の黒川につきましては、2カ所の遊水地の整備を引き続き進めるとともに、新たに毎秒580立方メートルの河道整備を進めることとしております。

整備期間は、おおむね30年を予定しております。

今後、この計画に基づき、しっかりと整備を進めてまいります。

河川課からは以上です。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松村秀逸委員 報告事項4の白川河川についてお尋ねします。

あそこの弓削橋のところの熊本市との道路の橋のかけかえのお話があったと思うんですが、状況は、今後どういう形で進むか、よかったら教えてください。

○竹田河川課長 河川課でございます。

弓削橋につきましては、今度の変更の整備計画に基づき整備を進めるということで、今回の整備計画の中に盛り込んでおります。今現在、熊本市のほうで、河川改修に伴う橋梁かけかえを前提としました経年計画を作成してもらっているところでございます。

今現在、今後、河川管理者である県と道路管理者である市との費用負担の割合を定めるための下協議を進めているところでございます。そこが調いましたならば、それと市の経年設計が調いましたならば、かけかえに向けた調査、設計、そこに入ってまいりたいと思っております。

以上です。

○松村秀逸委員 よろしく申し上げます。以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。——ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

ここで、令和元年度建設常任委員会におけ

る取組みの成果について御説明します。

12月の委員会でも御報告しましたが、この取組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から施策の推進に向けて提起されたさまざまな課題や要望等の中から、執行部の取り組みが具体的に進んでいる主な項目を取り上げ、この3月に県議会のホームページで公表するものです。

施策等への反映状況については、項目の選定等を御一任いただきましたので、大平副委員長及び執行部とで協議しまして、当委員会として9項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、現在執行部で検討等を続けておられますが、ここに上げた9項目は、委員と執行部との協議により、施策の取り組みが進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、現在の執行部の取り組み状況の部分も含めて、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思いますますが、掲載までに文言の修正等がありましたら、委員長に一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

○吉永和世委員 要望書に関してなんですけれども、阿蘇中岳の活動によっては、降灰が結構、高森町とかで続いているということで、国交省の車をお願いして降灰対策やったという話聞いているんですけれども、今回要

望出ている町として、ああいう車を購入したいという、何か対応していきたいという話があるんですけども、こういったものに関して、できれば対応いただけるのが一番いいのかなと思うんですけども、それはまだ検討はしていないんですよ。

○吉ヶ嶋道路保全課長 今お手元にごさいますように、阿蘇の市町村会及び高森町のほうから御要望あってございます。趣旨は、やはりこれまでの降灰あるいはそれ以上の降灰が昨年から継続的にあるというふうなことで、高森さんのほうからは、自前の除去機械を所有したいというような趣旨で御要望が来ております。

これまでの、今委員がおっしゃられたように、国から国所有の機械を借りておられます。それと、我々県のほうが、小型ながら1台所有しておりまして、そちらのほうも貸し出しをしているような今現在の状況でございます。

今後、町の意向を酌みながら、どのような補助事業のメニューが該当するかといったようなところを、また、町とも意見、打ち合わせをさせていただきながら検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 いつおさまるのかわからない状況で、毎日毎日火山灰が降ってきているという、これはもう何か、何と言っていいかわからない状況なんですけれども、できれば、検討いただいて、何か方向性をいただければ、どうしても、非常に——ぜひよろしくをお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望等がお手元に2件提出されておりますので、お手元に写しを配付しております。

これをもちまして第5回建設常任委員会を閉会いたします。

午後1時54分閉会

○緒方勇二委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日、6名出席されておられます。6名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、お一人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

まず、宮部土木部長からお願いいたします。

（宮部土木部長、上妻建築住宅局長～松野建築課長の順に挨拶）

○緒方勇二委員長 6名の方、大変お疲れさまでございました。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、大平副委員長初め委員各位の御協力をいただきながら活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸課題につきまして終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、宮部部長初め執行部の皆様方には、常に丁寧な説明に心がけていただき、迅速かつ誠実に対応いただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

また、この3月をもって御勇退をされる方々には、長い間本当に御苦勞さまでございました。どうか、県を去られましても、一県民

として県政の発展にお力添えを賜りますよう、今までの経験と知識を生かされ、新たな場所での御活躍を心よりお祈り申し上げたいと思います。

熊本地震における復旧、復興において、57号の北側復旧ルート、現道国道325号阿蘇大橋の復旧にめどが、2020年度という形で明確になりました。本日報告のありました平成24年熊本広域大水害に伴う整備計画において、ついに整備が一段階を終えたとのことでございまして、中九州横断道路の大津一熊本間で最後の都市計画決定が終了し、県が行う全ての手続が終了したなど、また、八代港クルーズ拠点、熊本ポート八代が、くまモンポート八代が4月に供用開始する予定、この1年間、本当にさまざまないろいろなことが実を結んだという実感があります。

また、執行部の皆様には、県政の発展に向けて、今後ともなお一層の御努力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

副委員長からも御挨拶をお願いいたします。

○大平雄一副委員長 この1年間、緒方委員長のもとで委員会運営に努めてまいりました。委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただき、まことにありがとうございました。

また、執行部におかれましても、真摯に対応していただきましてありがとうございました。

1年を振り返りまして、震災からの復旧、復興が着実に進んでいることを実感しているところであります。災害公営住宅におきましても、3月末で整備が完了すると聞いており

ます。また、益城町の県道熊本高森線の4車線化におきましても、3月末にモデル地区が整備をされます。

しかしながら、まだまだ復旧、復興道半ばでございます。今後も皆様とともにしっかりと頑張ってまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○緒方勇二委員長 以上で終了します。

大変お疲れさまでした。

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長